

第五十一回国会 社会労働委員会 議 録 第二十三号

(四七五)

昭和四十一年四月十九日(火曜日)

午前十時二十五分開議

出席委員

委員長 田中 正巳君

理事 藏内 修治君

理事 森谷 直藏君

理事 松山千恵子君

理事 河野 正君

理事 熊谷 義雄君

理事 坂村 吉正君

理事 橋本龍太郎君

理事 山村新治郎君

理事 淡谷 悠藏君

理事 滝井 義高君

理事 長谷川 保君

理事 本島百合子君

理事 谷口善太郎君

出席政府委員

労働大臣 小平 久雄君

労働政務次官 天野 光晴君

労働事務官 辻 英雄君

労働事務官 (大臣官房長) 三治 重信君

労働事務官 (労働局長) 有馬 元治君

労働事務官 (職業安定局長) 佐久間 彌君

労働事務官 (行政局長) 青木勇之助君

労働事務官 (規則長) 増田 一郎君

労働事務官 (職業安定局失業者課長) 安中 忠雄君

委員外の出席者

労働事務官 青木勇之助君

労働事務官 増田 一郎君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

労働事務官 安中 忠雄君

四月十五日

委員亀山孝一君辞任につき、その補欠として重

政誠之君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員重政誠之君辞任につき、その補欠として亀

山孝一君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出

第六七号)

○田中委員長 これより会議を開きます。

内閣提出の失業保険法の一部を改正する法律案

を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。滝井義高君。

○滝井委員 失業保険法の一部を改正する法律案

について御質問申し上げますが、法案自身

の問題と、それからこの失業保険法に関連する、

たとえば生命保険会社の外務員等の適用の問題、

この二点について御質問をいたしたいと思いま

す。

三、四時間ぐらい時間がかかると思いますが、

大臣がおそかったのです、きょうはいまから四十

分ぐらいしかできないのです。まず第一に法案自身

から先に入りますが、今度一級、二級の保険金

を、二百四十円、三百三十円を三百三十円、五百

円と、こう改正されることになった。賃金日額

が、一級五百円のはうは六百六十円以上、二級三

百三十円のはうは六百六十円未満、こういうよう

になっておるわけです。

そこで、御存じのとおり行政というものは、私

は非常に簡素化される方向で、同時に能率のあ

がるような方向で運営されなければならぬと思うの

です。日雇い労働者の諸君は、御存じのとおり昨

年の平均賃金が五百六十一円七十銭です。今年は

六十七円五十八銭アップして全国平均六百二十九

円二十八銭となったわけです。もちろん日雇いの

中には、いわゆる日雇い労働者のほかに左官屋さ

んとか大工さんとか植木師とかいろいろな種類の

ものがあります。非常に高い賃金を取っていらっ

し、る方もあるわけですが、われわれが問題の中

心にするのは、日雇い労働者健康保険の中で非常

に大きな比重を占めておる失対事業の日雇い労働

者というものを考えることになるわけ

です。その場合に、失業保険を三百三十円とか五百

五十円ももらって一体食っていきけるのかどうとい

うことです。こういう人たちが雨がつづくと長く

降って、十日とか十五日これくらいつづきになっ

てあふれた、仕事が終わったということになる

と、その間は梅干し、たくあん、麦めしでいかな

ければならぬということになると栄養失調状態に

なる。いまや栄養失調状態です。六百二十九円二

十八銭で人間食ってみようといへん大臣やってご

んならになると一日雇い労働者の家族構成は三・

三人でしょう。とても正常な状態ではいかぬわけ

ですね。そうしますと、あふれた日は賃金のもら

いが少ないということになって、長く雨が降るとこ

れは生活保護を受けることになる。たとえば、福

岡県で言いますと、三分の一くらいは生活保護を

受けているわけですね。失対労働者の三分の一は

生活保護を受けているわけです。働いておいて生

活保護を受けるなんていうばかなことではない。そ

こで、まず第一に私は問題にしたいのは、日雇

いの賃金六百二十九円二十八銭というものを

出すことが間違いだ、こういうことを言いたい

です。失対の改正をやるときに、政府は今後失対

事業というものは安定雇用にするんだということ

をスローガンに、にじきの御旗にして、あの改正

を強引に押し切ってやったわけですね。そうす

ると、六百二十九円二十八銭で三・三人の家族を養

えと言ったって、これは実際できないわけではし

ょう。この根本論のところを一体大臣としてはど

う考えておられるのかということですよ。まず、賃金六

百二十九円二十八銭という賃金だけで、三・三人

の家族が一体食っていきけるのかどうかというこ

とで

す。

○小平國務大臣 失対の賃金それ自体の問題、さ

らに失業保険で六割給付ということで、二級の場

合ですと、今度は三百三十円、一級でも五百円、

こういうことで、これでは生活がきぬではない

かという御趣旨と思いますが、確かに、特に失業

保険を受ける場合の三百円なり五百円なりとい

うことで生活が楽でない、むしろ困難であろうと

いうことはわかります。ただ問題は、現行の制度の

もとにおきますと、たとえば失対の賃金そのもの

が、やはりそれぞれの地方における類似の作業に

従事するものの賃金というものを勘案しまして決

定する、こういうたてまえになっております

し、またさらに失業保険の関係からいえば、その

ような日雇いの人が実際に受けておる賃金を基礎

にして、仕事にあふれた場合にその六割を目安と

して失業保険金を支払う、こういうたてまえに

なっておるわけでありまして、それはもっぱら賃

金を基礎にしてきめる、こういうことでありまし

て、この失対事業の賃金なりあるいは日雇い失業

保険による保険金なりが、直接的にそれによって

生活を確保するのだ、こういうたてまえ——ただ

いまの法律自体が御承知のとおり大体いま申しま

すようなたてまえでできておりますので、これで

生活ができるかどうかという観点から、現在のもの

が不適当であり、生活上これではだめじゃない

か、こう、どうも言い切れないのじゃないかとい

うふうに私は見ておるわけでございます。も

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

と

ちろん、こういう制度をやるのでありますから、生活と直結して、生活が確保されるという行き方でいくのも一つの考え方かとも思いますが、少なくとも現在のたてまは、以上申し上げますようなたてまえからできておりますので、直ちにこれで生活ができぬじゃないか、こういう点からだけ論ずるということもいかなものであろうか、かように考えておるわけでございます。

○滝井委員 私がいいますのは、まずそもそもの保険金の日額をきめる前段階である賃金の日額というものが、もう食えない状態になってきている、こういうことなんです。その具体的な証拠は、福岡県において見るならば、日雇い労働者の三分の一は生活保護を受けています、こういうことなんです。このことは、家族構成が多いからそういうことになってしまった。そうすると、この三分の一のように、食えない失対の日額を基礎にして失業保険の日額をきめれば、ますます食えなくなることは明らかです。

〔委員長退席、澁谷委員長代理着席〕

だからこういう自家撞着におちいっておる政策というものは出すべきじゃない。なぜならば食えない人はどうするか、生活保護を受けますよ、こういうことになるのです。そこで、失業保険をもらうために職業安定所に行つて、もらつて、またそこで一日立ちんぼして順番をつくつてもらつて、間に合わないの、今度は市役所の福祉事務所に行つて生活保護費をもらつ、こういうむだな行政——行政上にもむだがある、それから、それから失業労働者にとつてもこれはたいへんなめんどろくさいことになる。一カ所で解決してくれたらいいじゃないか、こういうことなんです。これはどうしてやれないのですか。三・三人で六百二十九円二十八銭で食えなくても実際に食えない。食えないから家族が少し多いと、三分の一の者は生活保護を受けておるのじゃないか。それからもう一つは、失業保険の金額が低いという事です、同時に、御存じのとおり、東京でいいますと、生活保護費がことは四人世帯で

二万六千六百六十二円になったのです。日雇い労働者は、六百二十九円二十八銭で二十二日働かしても一万三千八百三十八円でしょう。そうすると、じつとしていたほうが得なんです。働いておったほうが少ない、片や三・三人世帯、片方は四人世帯でしょう。こういう、国の政策の中で、片方に比べれば、片方には少ないというののおかしいじゃないかという事なんです。もちろん私どもは、額に汗して、金を得ることは、少ないこととはかまわぬが、やはりそのほうがいいのです。しかし無為徒食をさせるよりも——これはこの間炭鉱離職者のときに言ったように、働かしたほうがいい。働かせれば道路がロンドン並みになつておる。こういうことをこの前から言つておる。生活保護費をやつておるほうは何も残らない。しかし失対をやれば、そこにはロンドン並みの道路が残る、りっぱな公共事業ができておるじゃないか、こういうことを言つておるわけです。だから、思い切つて失対の賃金を上げて、失業保険の額を上げる必要があるのじゃないか。こういう食えないものをやつたつて、二重、三重の手間をとる、そういう行政のむだは省くべきじゃないか。どうせやらなければならぬ。われわれとしては、日本人をひばしにするわけにはいかない。だから失業保険でやろうと、生活保護費でやろうと、どろせやらなければならぬものなら、一本にしぼつてやつたらどうですか、こういうことなんです。

○小平国務大臣 生活保護のほうは、世帯を単位にして、その生活を保障する、こういうたてまえで法体系そのものができておることは、あらためて申し上げるまでもないことであります。また一方、日雇い労働者の賃金は、失対事業の賃金は、特にさうであります、それは賃金というたてまえからきめられておる、こういうことでございまして、法の立て方、それ自身が基本的に異なつておる、こういうことでございまして、そこで先生の御指摘は、賃金だけではとうてい食べられないので、生活保護を受ける、こういうことになっておるので、本人も非常に迷惑だし、また行政の面から見ても、これを一緒にしてやるといふほうがよいというのじゃないかというお話と思いますが、私は、確かにそういう見方もあると思ひます。しかしさうかといつて、そういう家族構成等によつては、いま御指摘のような事態も起こる場合もあるかと思ひますが、また家族構成いかんによりましては、かえつてそういうことをやることも、考えようによると不公平——少なくとも賃金という面から考えると、ただ単に家族が多いから賃金はよけいやるのだ、家族が少なければ、極端に言えば一人、御本人だけと言へば御本人だけでいいのだ、こういうことにもなります。これは同じ仕事をやつておるながら賃金が違ふということも、先生のお示しのような方法でやると出てこざるを得なくなるのじゃないか。そういうことはまた、はたして適当かどうか、こういう問題も私は当然起きてくると思うのでありまして、そういうことが予想されますからこそ、一方は賃金というたてまえでこれを置き、一方は世帯の生活保障という面を貫いて、二途になることは確かに複雑ではありましようが、それぞれの立場で、国の保障なり、あるいは失業者に対する賃金をきめる、あるいは失業保険を設ける、こういうことになつておるのである、どうもいまの制度に、確かにそれは御指摘のような点もありますが、やはり一応筋を通すと申しましようか、そういうたてまえで、この点はどうもまあやむを得ぬといひます、いろいろな場合を考えますとやむを得ぬじゃないか、こういうふうに私は感じておるわけなんです。

また、数字等の点につきましては局長から詳しく御説明申し上げます。

○滝井委員 ものの考え方は、これは御存じのとおり、日雇いとか生活保護の受給者というものは最低の生活を保障されておるところなんです。だから、このレベルより以下のものはないはずなんです。この生活保護者のレベル以下のものはないはずだ。少なくとも消費支出は一番最低のところですが、国が保障しておるわけですから、それより低いというところが問題なんです。日雇い労働者に対して、一家二人も三人も働かせるというのなら、それは理論が成り立つわけですから、ところが一人なんです。二人も三人も働かせない。原則として一人しか働かせないんだから。ですから、三・三人の中で、だれか他の者がいい仕事をしておれば、そういう者を優先して、日雇いのほうには一人しか入れない。そうしますと、三・三人を六百二十九円二十八銭で養わなければならぬということになるわけです。原則一人ですから、これを二人も三人も失対に入れてくる、奥さんも主人も入れるというならいいんです。そうではない。奥さんが入ろうとすれば、御存じのとおり主人と離婚し、別居して、もはや同じ世帯にはないという形をつくつてやつておるわけですから。だから、どうもそこあたりの最低生活の保障の考え方というものが、大臣、もうちょっとはっきり確立してもらわなければならぬと思うのです。先日、御存じのとおり、大蔵省が四十一年度の生計費というのを出しているわけですね。五十八万六千九百八十八円です。成人一人が栄養失調にならずに生きていくためには百八十六円八十七銭要ります、こういうことになった。百八十六円八十七銭要るとすれば、三人にすると五百五十六円要つてしまふんです。これは全部がおとなでなくとも、五百六十円程度のものが食うだけで要るわけですよ。そうすると、家賃とか、子供がおるとか、金ではもはやいかなともしがないという実態なんですよ。もちろんこの百八十六円八十七銭というのは、生活保護はエンゲル係数でいへば、おそらくこの半分がそこになるわけですから、その半分がそこになる生活保護者と日雇いとがほとんど同じだ。賃金を基礎にしてもさうですよ。そうすると、いわんやそのまた半分をもらうわけですから、六百六十円の半分の三百三十円をもらうんですから、これでは——失業保険というものは所得保障で

すから、そういう点をあまりしやくし定木にやる必要はないんじゃないか。全国の平均をしたら、失業保険をもらう日数は一体幾らですか。日雇い労働者の失業保険の受給日数は。

○増田説明員 一月平均四・四日でございます。

○滝井委員 大臣、お聞きのとおり、四・四日しかもらわない。そうすると、これは三百三十円とか五百円とか、けちなことを言わずに、賃金と同じ額を日雇いだけやるようにしてみたらどうですか。賃金と同じだけ、あぶれた日はやりません、そのかわりに、嚴重に仕事をせずに休まないようにさせるわけです。いわゆる逆選択が行なわれますから。仕事をしてもなくても同じ賃金をくれるというなら、みんなしないほうに回る。その逆選択が起こらないようにするという歯どめを入れれば、一級、二級と分けることの方がおかしいです。たとえば炭鉱労働者は、これは失業保険の額によって四百五十円——今度は五百七十円と上げておられますが、これは元の失業保険で段階があるから、それで自由に動くことにはなっておりますが、私はこれはやはり六百六十円の上下で、三百三十円と五百円としないで、五百円なら五百円と一本にしたほうがいいんじゃないかという感じがする。これは全くヒューマニズムから出る。科学的根拠とか何とか言っておると、そもそも六百二十九円二十八銭というの科学的根拠がないし、それから生活保護費の二万六千六百二十二円というの、いろいろ調査をしておりますが、しかしこれだつてずいぶん科学的根拠がないですよ。われわれ人間の基礎代謝をやる状態でこれを調べさせてみますと、全部栄養失調です。この生活保護を受けてそのままでやっている世帯というのは、いまから五年くらい前に比べて極秘で調査したところ、これだけで食っている人はただ一人しかいなかった。六十歳のおじいさんがただ一人、どこからも収入を得ずに、生活保護費だけで食っておった。しかしそのおじいさんは全身浮腫で、貧血が起こつておつて、生けるしかばねだった。全身ま

るまるとはれちゃつて動けないのです。戦後どこかの判事が配給米だけで食つておつて栄養失調になつた例が出ておりますが、それと同じです。みんなやはりケースワーカーなり福祉事務所なりの目を盗んで、生活保護費の三分の一か四分の一か、千円か二千円かかせいでいるのです。だから私は、食いものでそういう悪を国民にやらせるのはいけないと思うのです。そういう悪をやらせるなら、もう頭からやつたほうがいいのです。あるいは公然と働かせるということのほうがはるかに政策としては有効だし、正直な国民をつくることになる。私は思うのです。それは率直にいつて、われわれのところでも、坊や、おとうちゃんどこに行つてゐるんだと言つて、うん、おとうちゃんはおうちにゐる、ほんとうにおとうちゃんうちにゐるんかと言つたら、いや、よそに言わぬでくれ、おとうちゃんはおうちにゐるんかと言つたら、いや、よそに言わぬでくれ、こつたやうです。子供まで親が働かに行つてゐることを、生活保護を受けている家庭は隠しますよ。あるいは失業保険を受けている者は隠しますよ。だから生活保護を受け、あるいは失対に行つてゐるうちの子供にそういうひがみを与えるということは、私はよくないと思うのです。それから、いまや日本においては、生活保護を受ける人たちが三代続いてきましたよ。私、先日会つた。そうしたら、子供を連れてあるおかあさんが私のところに来て、実は滝井先生、私のおとうさんは生活保護を受けておりました、私も生活保護をいま受けております、なぜならば、私はもう小さいときから食ひものを制限されて、ごらんのおり、からだのやせて、色が青くて、働く能力がありません、おそろく私の子供もそういう状態です、働けない、こつたやうです。もはや三代にわたつて生活保護を受ける。もちろんいま生活保護を受けている人は三分の一くらい変わつております。変わつておるけれども、ずっと変わらぬ同じ層が出てくるのですよ。それならば、そういう人たちが失対に入れて働かせるという形をつくつて、もう少し賃金をよけいにやるといふ政策のほ

うがずっといいと思うのです。私はいま四・四を基礎にして財源を出しますよ、財源があるのだから。たつた四・四でしよう。そうすると、人数はどのくらいおられますか。

○増田説明員 現在受給者は年間約二十一万でございます。

○滝井委員 四・四日平均して支給をして、そして二十一万人でしよう。そうすると、この日雇い失業保険に必要とする財源はどのくらいですか。

○増田説明員 年間現在約三十五億でございます。

○滝井委員 大臣、御存じのとおり三十五億です。そうしますと、私はきつめて時間がないから簡単に理詰めでいきます。結局おそろくは私が勝つと思ひますが、四・四で二十一万で三十五億です。これだけしか金が必要ないわけですよ。三十九年が三十四億八千万程度の給付だったです。四十一年度の予算は四十一億です。四十一億五千八百万円ですよ。これで五百円クラスと三百三十円クラスと分けてみたら、比率はどうなります。

○増田説明員 五百円以上が約三四%でございます。それから五百円以下が六六%、三百三十円が六四%でございます。

○滝井委員 大臣、とにかく六割四分というのは三百三十円クラスなんです。だからこれは非常に貧しい生活をするようになるわけです。そうしますと、この四十一億なり三十五億を出すために、印紙の保険料収入は幾らになります。

○増田説明員 四十一年度予算で二十一億でございます。

○滝井委員 それは間違いありません。保険料として入ってくる収入ですよ。予算書は十六億一千百万円じゃなかったですか、印紙収入は。

○増田説明員 現金収入もちょっと入つておりますので、印紙収入でございますと十六億ぐらいでございます。

○滝井委員 そうしますと、四十一年で二十一億収入が入ってきますね。そうすると大臣、あと二十億なんですよ。これを全部五百円にしてしまつても、六十億から七十億あればいいでしょう。そのぐらいですね。

○有馬政府委員 いま正確に計算しておりますが、御指摘のように、もしかりに七十億もあつたら、五百円均一で、先ほどの退職が二十一万で、月平均で四・四日の支給ということであれば、財源的にはさうだと思ひます。

○滝井委員 おそろく七十億ぐらいだ。目の予算用ひみて七十億ぐらいだと思ひます。そうすると、二十一億の収入があれば、勝負は五十億ちよつとになるわけです。そこで、まだたくさんあるのですけれども、もう時間がないから、この一問だけの締めくくりをやりたいと思ひますが、積み立て金はいま幾らですか。失礼ですが、大臣に知つてもらわなければならぬですからね。ぼくは認識しておる。

○増田説明員 約千三百三十億でございます。

○滝井委員 そこで、千三百三十億で運用利子が幾らつくか。

○増田説明員 四十一年度予算におきましては八十二億でございます。

○滝井委員 大臣、失業保険は、いま千三百三十億、四十一年度予算によると、千四百六十一億の積み立て金があるのです。運用で八十二億利子を生むことになる。この中の半分を回せば解決するわけです。これは労働者と事業主の金なんですからね。それで解決するわけですよ。ところが、その八十二億の金を一体どこに使つておるかということですよ。どこに使つておるかという、これは事務費に使つておるのです。六十七億を業務取り扱ひ費に使ひ、十五億を保険施設に使つておるのです。御存じのとおり、法律では失業保険の事務費というものは国が負担することになつておるのです。私はこれをもうここで三回か四回質問しますよ。そして歴代の大蔵大臣は、なるほど御説ごもつともだ、来年度予算編成においてはそういうことのないように努力をしますと言ひのだけれども、一つもやらないのです。いま事務費は幾らも

十五本運休いたしました。乗客約一万二千名が影響を受けた。このストライキの実施に對しまして、當局は三月二十九日、地方公務員法の二十九条第一項によりまして停職九十八名を含む計八百四十八名の処分を発令いたしました。処分の内容は、停職九十八名、減給四十六名、戒告七百四名、合計八百四十八名でございます。この処分に對しまして、京都市の交通労組及び京都地評は三月三十日にそれぞれ交通局長に抗議団交を行ない、また都市交通の本部も四月一日の職術会議が協議をいたしました結果、全組合員が当局に抗議行動を行ない、第二に六大都市の委員長を京都交通労組支援のために派遣する、こういうような決定をいたしました。その後団交を進めておりまして、事態の解決にならず、組合側は四月八日京都地労委に對しまして不当労働行為の申し立てを行なった、こういうのが概略の経過でございます。

○吉村委員 これは京都の交通労働組合だけの闘争ということではなかつたように思うのでありますけれども、全国的な状況はどういう状況になっておりますか。

○三治政府委員 今回の全国的な地方の公営企業の労働組合の動向につきましては、三月九日に都市交通の臨時大会が行なわれ、また全水道は三月十七、八日の中央委員会で、それぞれ先ほど申し上げました三月二十五日早朝から六大都市で一時間のスト、札幌、川崎等の八大都市は三十分のストを実施するように決定いたしました。行なわれたものでございますが、このストの実施状況は、東京、大阪、横浜、神戸、名古屋、京都、札幌、函館、川崎、その他地方の都市で数都市行なわれております。水道の方も同じく二十五日に東京、大阪その他の都市で行なわれた、これもいずれも時限ストが実施された、こういうふうになっております。

○吉村委員 全国的に、東京あるいは横浜、神戸、大阪というぐあいに行なわれたということですが、闘争の質的な内容といえますか、そういうものについては労働省としては京都と同じように

うなものというふうな理解をされておりますか。

○三治政府委員 東京、大阪、横浜等は、京都と同じように乗客に相当な足どめが行なわれる時限ストが行なわれております。京都だけが実際に市電、バスを止めたということではなくして、先ほど申し上げました都市はいずれも相当な本数の電車、バスをとめております。

○吉村委員 これは自治省のほうにお尋ねをしますけれども、いまの労働省のほうで把握をしておる闘争の状況、それから京都におけるところの処分の実情等について、これは自治省のほうでも同じように把握をされておると思ひますが、それによろしくございませうか。

○佐久間政府委員 私どものほうで受けました報告も、ただいま労働省からお話のありましたものと様々のものでございます。

○吉村委員 京都におけるところの処分の発令日といひますか、これは一体いつですか。

○三治政府委員 先ほど申し上げましたように、三月二十九日でございます。

○吉村委員 次にお尋ねをしたいのは、この処分の法的な根拠は一体何ですか。

○三治政府委員 先ほど申し上げましたように、地方公務員法の二十九条第一項、これで処分をした、こういうふうになっております。

○吉村委員 この組合の労使関係はどの法律によつて規制をされておるのですか。

○三治政府委員 この労使関係は地方公営企業労働関係法という法律で規定され、いま処分の根拠となつた条文は地方公務員法、これは地方公営企業の従業員は、その身分関係は地方公務員法の適用を受けることになっておるわけでございます。

○吉村委員 そういたしますと、地方公営企業法の三十六条によりまして、労働関係については、地方公営企業労働関係法、こういうふうな明示をされておりますけれども、これについては間違いございませんか。

○青木説明員 いま御指摘のとおり、地法公営企業法第三十六条の規定によりまして、地公労法の規定によつて労使関係が規定される、こういうこととに相なります。

○吉村委員 この問題は公労協関係の場合にもたいへん問題になっておることでございます。労働省のほうではそれと法的な根拠等を検討されたい上いろいろな今日まで議論をなされておるのではありませんか、この地公労法の定めというものは一体どういう目的をもつてつくられたのかということについて、労働省としてはどう理解をされておるのですか。

○三治政府委員 これは地方の公営企業の関係、平たくいへば現場関係の地方公務員について非現業の公務員とは若干違ひ、ありていへば、労働法に若干近づけた労使関係として、これはまた一面、関係で地公労法ができておる。これはまた一面、国の三公五現を規定いたしました公労法と相對して規定されたのでございます。したがつて、非現業の国家公務員を規定する国家公務員法と現業関係の公労法と對比して、地方公務員法と地公労法、こういうふうになっておるわけでございます。民間関係は御承知のように労働法、労働法で規定されておる、こういうふうな、全般的に三段階の労働関係法の規定になっておる、こういうふうな理解しておるわけでございます。

○吉村委員 自治省のほうの見解をお尋ねしますけれども、今度の都市交通関係の二十五日の闘争というものを自治省のほうの理解としては、これは労働問題という理解に立つておるかどうか、ひとつ自治省の見解をお尋ねしたい。

○佐久間政府委員 労働問題ということばの意味でございますが、ことばの広い意味におきましてはむしろ労働問題の一つというふうな考えをしております。

なお、ただいま労働省のほうにお尋ねのございました地方公務員法との適用関係の問題でございますが、地方公営企業に従事したしております職員も地方公務員の一つの種類になるわけでございます。ただ企業に従事しておりますので、いろいろな点で職員の身分取り扱いにつきまして、

特例が地方公営企業法なり地方公営企業労働関係法で定められてございますが、それに特段の特例規定がございせんものにつきましては、地方公務員法も適用になる、かような解釈をいたしております。

○吉村委員 私の質問をしておりますのは、今度の紛争について、二十五日の闘争について自治省としては、これは労働問題という理解に立っておりますか、こういう質問です。

○佐久間政府委員 労働問題の一つであると理解いたしております。

○吉村委員 地方公営企業法の三十六条によりまして、この地方公営企業の労働問題というもののについては、地公労法によるというふうな定められておりますけれども、この地公労法の十一條あるいは十二條によつてあなたの方で、あなたの方というより企業体のほうでなし得る処分というものは、解雇をすることができるといふ条項はないのでありますけれども、この点は一体労働問題という理解に立っているとすれば、今度の処分との関係を自治省としてはどういうふうな考えておりますか。

○佐久間政府委員 先ほど申し上げましたように、公営企業職員も地方公務員の一つの種類でございます。この地方公営企業法なり地方公営企業労働関係法で特別の規定のございせん身分取り扱いにつきましては、地方公務員法の規定が適用になると考えておるわけでございます。地方公営企業法の二十九条におきまして地方公務員法の適用除外の条文がございまして、そこで適用除外となつておるものにつきまして、しかも地方公営企業法に特別の規定のございせんものは、地方公務員法が適用になる。したがって先ほど労働省からお述べになりました地方公務員法の第二十九條の規定は、適用除外になつておりませんので、適用になる、かように理解をいたしております。

○吉村委員 その次にちょっと関連をしてお尋ねをしておきたいのですけれども、これは全国的な

規模での闘争でございましたから、したがって自治省当局としてもいろいろの対策というものを当然にしておとりになったものというふうに考えます。それは事前にそういった紛争を防止するための手段というものは各市あるいは交通局、そういうところまかせておるだけであって、自治省としては何らの指示も、あるいは指導もしなかったのかどうか、この点は一体どうなっておりますか。

〔委員長退席、齋藤委員長代理着席〕

○佐久間政府委員 地方公営企業労働関係法につきましては労働省が第一次的な主管官庁になっておりますので、この問題につきましては労働省のほうで何か御指導があったかどうか存じませんが、私どものほうといたしまして事前に格別の指導はいたしておりません。

○吉村委員 労働省としてはどうしましたか。

○青木説明員 別段の指導はいたしておりません。

○吉村委員 そうしますと、自治省のほうでは労働省のほうの所管という考え方で指導あるいは指示、こういうものは行なわれない。労働省のほうでも別に何らの指導、指示も行なっていない、こういうことでございますけれども、成り行きまかせということであつたというふうに理解をせざるを得ないのですけれども、これは地方自治の本家本元といふべきところの自治省としては少し怠慢のそしりを免れないのではないかと思いますけれども、この点は一体どうですか。

○佐久間政府委員 地公労法の適用につきましては、先ほども申し上げましたように、労働省が主管で、私どももむろん関係がありますので、問題につきましてはいろいろ御相談をいたしたいのでありますが、労働問題でございますので、この問題について格別の指導干渉はいたさなかった次第でございます。

○吉村委員 それでは京都の場合、三月二十二日に京都の交通の組合委員長あてに交通局長というのですか、当局側のほうから警告書なるものが出ておるのですけれども、この事実については

自治省は御存じでしたか。

○佐久間政府委員 私は存じておりませんでし

た。

○吉村委員 そこで自治省のほうにお尋ねをしたのは、この警告書は委員長あてに出しているというところに私は特徴を持つておると思うので、委員長あてに出しているというところは、労働組合というものを認められて、労働組合の責任者としての委員長に当局者としての考え方を指示すれば、それは全体の組合員、この場合従業員と同じですけれども、組合員にその趣旨が徹底する、こういう理解のもとに出されたというふうに理解せざるを得ないのでありますけれども、この点は一体どのように理解をされますか。

○佐久間政府委員 御指摘の事実関係よく承知をいたしておりますので、お尋ねの点わかりかねるのでございますが、労働組合でございますので、その代表者としての委員長に警告をしたといふ意思でなされたものではなからうかと、かように推察いたすものであります。

○吉村委員 いままでの自治省の見解に関する限り、私は首尾一貫していると思うのです。なぜならばこの企業体におけるところの労使の問題というものは、地方公営企業法の三十六条に基づいての地公労法によるのだ。したがって労働関係については地公労法によるのだ、こういう理解に立っている。ですから警告書についても当然組合を認める立場に立っているから、組合の委員長に警告書を出せば紛争を防止し得る、こういう考え方で出した。委員長に出せば全組合員に徹底するといふふうな考えでおるといふ、その限りにおいて私は自治省の見解は首尾一貫しておると思うのです。そこでお尋ねをしたいのは、この場合労働組合というものを認められておるとしますならば、組合員というものは、組合の指令指示というものには従わなければならないという権利義務関係について、あなた方はどう理解をされますか。

○佐久間政府委員 違法な指令には組合員は拘束を受けるものではない、かように理解をしております。

○吉村委員 これが不当であるかどうかの問題についてはいろいろ議論のあるところだろうと思うのです。だとしますならば、ここでさらにお尋ねをしたいのは、横浜、神戸あるいは東京その他の都市においても先ほどの三治局長の説明によりますと、同一の規模において大体同質の闘争が行なわれた、こういうことでございますけれども、何ゆえに京都だけがこの点は問題になったのですか。どう理解されますか。

○佐久間政府委員 この点につきましては、私、他の都市における状況をつまびらかにいたしておりませんので、どういふ理由からお答え申し上げかねる次第でございます。

○吉村委員 自治省の行政局というのは、そういった事柄について全然報告も何も受けなくてよろしいという、そういう機関ですか。

○佐久間政府委員 たいへんどうも形式論で恐縮でございますが、地公労法の関係につきましては労働省が主管官庁として指導の任にあつておりますので、私どもとしては一々報告を受けるといふならわしにはいたしておりません。ただ、むろん公営企業職員も広い意味の地方公務員の一つでございますので、特に問題がございすれば、私のほうから連絡をいたしまして報告を求めているわけでございますが、一々当然向こうから報告をとるといふ仕組みには現在いたしておりません。

○吉村委員 これは、処分の発令者は、京都市の公営企業管理者である福武昇という方と、京都市交通局長の中村さんという方、こういう方々のようでありまして、労働問題であるので労働省のほうにその点は全部おまかせしてあつて、その点の報告を自治省としては受けない、つまびらかにしてない、こういうことで一体地方の公営企業というものを正しく発展させる、正常な企業の運営をはかる、こういうことの指導なり何なりというものができないことになりはせぬかと思うのです。

労働問題といえどもあなたが先ほど言われましたように、企業に重大な関係をする問題であることに変わりはない。したがってあなたの方のほうとしては、あなたはよく承知をしないというものは、こういうことについては不当だとかあるいは正当だとか、そういう判断だけはなされて、したがっていまのような立場から考えますならば、全体の状況、特に全国的に共通して起こっている問題等について、全然掌握をしないというものは、私はどうも怠慢だと思ふのです。そういうことで、わからないというのであるならば、要求どおりに自治大臣をひとつ出してもらいたい、こう思います。

○佐久間政府委員 地方自治全体の上での問題でございますから、特に公営企業の労働関係につきましては、今後いろいろな問題が起こることも予想されますので、今後はもう少し私どもも積極的に状況を把握する努力をいたさなければならぬ、かように考えておりますので、今後はさらに努力をしてまいりたいと思ひます。

○吉村委員 今後の問題は今後でいいと思うのです。労働省はそういう問題について地方公営企業の中におけるところの労使の問題、こういう問題については全部労働省で所管をする、こういうふうな理解に立っておりますのか。大臣、この点はどうですか。

○三治政府委員 地公労法の所管は労働省でございます。しかしそれでどういふ指導なり行政をやっておるか、こういう御質問だろうと思ふわけでございますが、この労使関係の問題につきましては、やはり実際に具体的な争いがあれば、この関係につきましては、具体的には地方労働委員会が処理していただく、こういう法のたてまえになつておるわけでございます。この事件は、先ほど申し上げましたように、地方公営企業法の一部改正を政府が企図して国会に出している、これに対する抗議ストの形をとっている、これは明らかに違法なストである、こういうふうな考えざるを得ないわけでございます。それに対して労働

○吉村委員 私、この社会労働委員会でも再三強調しておるのですけれども、労使の関係というのは、できるだけ当事者間の交渉、そういうものによって解決をされて初めてこの信頼関係というものが回復していく、そういう慣行を確立していかなければならない、それで初めて日本の労使関係というものはだんだんと正常に復していくであろう、こういう理解を持って。そのことを強調しておる一人です。ところが、いまのあなたのお話によりますと、してはいけないところの争議行為が行なわれた、処分が発令をされた、そのことについては労働組合が地方労働委員会に提訴しておる、その経緯を待っています、こういうお話でございすけれども、そういうものの考え方で、一体日本の労使関係というものが正しく発展をするかどうかというのを考えなければならぬだろうと思うのです。私の知っている範囲によりますと、すでにこの八百四十八名の処分者の中に、事務当局の粗漏のために、この人は処分をすべきでなかったという人が何人かおる。そういうことを市当局が認めたという人が何人かおる。こういう事実についてはあなたは御存じですか。

○佐久間政府委員 昨日電話でその後何か変わったことはいないかと、これを照会いたしましたところ、三人については事実関係を誤認しておったので取り消しをいたしましたというこの報告を受けました。

○吉村委員 その場合、あなたはもう指示なり指導をなされたのですか。それでけっうだということですか。

○佐久間政府委員 報告を受けただけでございまして、まあ本件はすでに地労委の段階になっておりますし、私どものほうとして格別意見の表明はいたしませんでした。

○吉村委員 あなたのとらうとして、とっている態度というものは、労働問題というものを全く軽視していると私は思うのです。もう少し従業員が真剣に考えているところのその心情というものを把握した上で問題の処理に当たるといふ、あ

るいは指導に当たるといふ心がまえがあつてしかるべきだと思ふ。今度の公営企業におけるところの労使の紛争の出発点というものは一体何ですか。いろいろ見方の違いはあるであらう。しかし労働者、従業員の立場から考えますならば、いま地方公営企業が赤字で困つておる。この赤字で困つておるところの地方公営企業のあり方というのについて何とかしなければならぬ。市民に対するサービスを向上する、正常な経営というものをもたらすためにはどうしなければならぬ、そういう真剣な企業を要する、あるいは市民に奉仕をしたい、そういう気持ちから起こった行動だと思ふ。見なければならぬだろうと思ふのです。なるほど見解、意見の違いはあります。意見の違いはあつても、そういう真剣な願いからこまて来てしまつておる。そのものに対してあなたの方のほうとしては、単に処分だけによつてこれに應ずる。しかもその内容等については、処分をされるべき筋合いでない者が何人かおつた。それを間違つて処分をした、取り消したから、あとは地方労働委員会に移行しているからその結果待ちでございす、そういうような態度で、真剣に考えているこの労働者、従業員の気持ち、これをくみ上げて正しい意味での労使関係というものを地方公営企業の中につくり上げていくことができる。私は、私には考えられない。処分の発令権というものは、なるほど当局側にある。あるけれども、同時に当局側としては、その人たちの生活の問題あるいは業務に対する正常な貢献をどうしようかという熱意のくみ上げ、こういうことについても真剣に考えてやらなければならぬ責任と義務があるはずだと思ふのです。全くそれらを無視しておいて処分だけで應ずるといふ態度、それを肯定するような指導のあり方、それではどうしてこの地方公営企業というものの労使関係は正常化されるとは考えられない、私はそのように考えるのです。ですから、いまあなたの方自治省に望みたいことは、なるほど第三者機関であるところの地方労働委員会の問題に移つておるけれども、それに移

る過程における処分発令の段階において、いろいろ粗漏の点もあつたことは何件か認められておるわけですが、三人だけではないかもしれぬ。私の知っている範囲をこれから申し上げますけれども、まだまだ不当だと考えられる者がたくさんおる。そういうような事例がたくさんある。処分せんがための処分、こういうふうにおいふふんとしておる。そういうものにあつたがふんづきになつて、これは慎重を期すという態度をとらなければならぬ。同時に、その慎重を期すという態度の上に立つて、今日の事態の処理あるいは収拾、そういうものを要する、労使の話し合いの中で問題を解決する、そういう慣行というものを確立していくという指導をしなければならぬだろうと思ふのです。どうも労働問題という労働省のまかせであつて、そして処分だけは地方公務員法に基づいて云々、こういう考え方で、いま非常に複雑化しているところの日本のすべての労使の問題に対して、自治省としてはそれではどうも無責任ではないか、私はこう思ふのですけれども、いまの事態について見ても、自治省の指導によつて労使の直接交渉の場に戻す、あるいはもっと調べていけば、いろいろ急いだために起つておる不始末もあるかもしれぬ。そういうようなものを全部調べられた上で事の処理に当たつても決しておそくはないと思ふのです。現に横浜にせよ、神戸にせよ、あるいは大阪にせよ、どういふ事態か私はわかりませんけれども、京都だけが全く異例の四日や五日の間にこれほどの大処分をする。しかも、その処分発令の中には、市当局が認めるような、発令をすべきでなかったという人もおる。大きな不始末だと私は思ふのです。そういう点をこそ、むしろあなたの方としては、市当局にそれはいけないという指導をすべきではないのか。それはそれでどういふ指導をすべきです、あとは人まかせという態度は、どうも私としては了解しかねるのです。どうですか。

○佐久間政府委員 先生のおっしゃいましたとおりに、地方公営企業における労使関係の正常化をはかつてまいりますために、御指摘いただきましたような心がまえで今後私もいかなければならぬという点につきまして、私も同感でございす。本件につきまして市当局自身も認めているような若干の粗漏のあつた点は、これは遺憾に存じますが、地労委の段階にもなつておりますし、私どももいたしましては、なお御指摘いただきました点については市当局に事情をもう少し詳しく報告も求めまして、今後どういふような指導をするかについては、労働省の御意見もよく伺つた上で検討をしてまいりたいと思ひます。

○吉村委員 行政局長、これはあなたの権限の中で、非常にむづかしいことを私は言うようになるかと思ふのですけれども、この問題は、処理のしかたによつては、扱い方のいかんによつては、紛争をさらに拡大していくというおそれなしとしない。労働組合側といへども、あるいは企業側といへども、紛争を好んで行なっているものは一人もいないのです。ただ意見の違い、そういうものがあるが紛争が起つておる、こういうことでは、したがつて、その紛争の処理のしかたというものはできるだけ慎重に、かつ両者が納得できるような形でなければならぬ。悪法であつても法は法ですから、私は現在の法の中でどう規制をされるかという点について否定はしません。しかし、地公労法ができたということは、その労働関係については、本来それは解雇ということによつて応じ得る権限を、この法律は権力者側、この場合当局者側に与えておる。ところが、いままでの例を見ますと、都市交通の紛争というもののについては、地方公務員法を適用したにしましても、その処分の該当者というものは組合の責任者の範囲に限定されておつたというものが、大体の実情ではないかというふうに私は思ふのです。今度の場合には、有無を言わせず、とにかく参加もしないような人も含めて、八百四十何名かにのぼるところの大量処分をやつた。これは従業員の側から見れば、一体京都市当局というものはいままでの見解を変えて、いよいよこれは組合側をつぶす気にな

るか、組合に挑戦をしてきた、こういうふうには受け取らざるを得ないのである。もちろん、そういう気持ちになる背景もあるでしょう。御承知のように京都の市長選挙は、きわめて激しい一騎打ちの選挙であった。激しい戦いであったといわれております。労働者は当然、この選挙戦の中での許された範囲の活動をしたと思うのです。またまたそのあとに起こったところの今度の紛争とその後、その後の市当局のやり方、こういうものを労働者の立場に立ってみるならば、それは選挙戦に対する報復手段に見られる危険性がある。現にそう思われておる。私が地方の新聞を写したのを二、三見ましたけれども、この内容等については、ほとんどいいくらくらい、今度の大量処分というものは異例のものである、こういうことを報道機関ですら言っている。これは先ほども申し上げましたように、何か報復的な処分において行なわれないで、わずか四日や五日の間にこういうことが行なわれたということになれば、その疑惑の感というものがもともと深くなってくるに違いない。深くするのはこれまた当然ではないかと思うのです。ですから、こういう点につきましても、自治省としましては、かりにそういうことが報告があった場合といえども、十分それは慎重を期して事に当たる、こういう態度があつてしかるべきだと私は思うのです。今日発令がなされておるといふ段階でございしますが、しかし、地方公営企業のもとでは苦情処理という手続も残されておるはずだと思ひます。この扱ひ方等のいかんによりましては、いま従業員、労働者が市当局に持っているであろうところの不信感、こういうものについても、これからのやり方いかんによつては、自治省の指導いかんによつては、この不信感というものを払拭することも決して不可能ではない、こう私は思ひます。行政局長としては、紛争をさらに拡大することを決して望んでいないと思ひますから、そういう点から考えてみまして、今度の処理の問題をこの時点で、でき

るだけ労使の直接交渉の中で、話し合いで円満に解決をして、両者ともにこの企業の発展、市民に対するサービスの向上、こういうような気持ちを与えるように指導すべきではないか、その方法もあるのではないかと、こう思ひますけれども、この点についての行政局長の決意のほどをお聞かせを願ひたい。

○佐久間政府委員 先生の御指摘のように、私も、この紛争が拡大されることをもちろん望んでいない次第でございします。ただいま御指摘になりました点につきましては、労働省の御意見もよく伺ひまして、なおまた私のほうの省内でも、地方公営企業の経営面の指導を担当している部局の御意見もさらに伺ひまして、研究をしてまいりたいと存じます。

○吉村委員 確認をいたしますけれども、いまの行政局長の答弁の趣旨は、いま起こつておる京都の事態についても、できるだけ円満な解決のために自治省としての努力をしていく、こういうような答弁の趣旨だと思ひますけれども、そのように理解してよろしいですか。

○佐久間政府委員 ちやうど、当面の問題について申し上げておるつもりでございします。ただ、現在の地労委に提訴されておる段階において、私どもとしてどういふことがなされるかということも含めて、関係の方々のご意見も伺つて研究をしてまいりたい、かように存する次第でございします。

○吉村委員 私は先ほど話を中断しておきましたけれども、労働組合は、何といひましてもやはり団結権というものが一番基本です。労働組合を認めておるということは、その団結権というものを認めておるという事柄は、法律が保障しているということですから、そこで、あなたは先ほどの答弁で、この団結権の問題、それに基づいたところの諸行動、これも不当な法律が禁止している行為の問題については適用されないという趣旨の答弁をなされました。平面的にはそれでけっこうだと思ひます。しかし、それによつて問題が解決するかどうかという、そういう本質的な問題の解明

なくしては労使の問題というのは前進をしていかないということも、長い間の公労法のもとにおける公労協と各公社との労使の関係が、これを明瞭に示していると思ひます。ですから、この場合にぜひあなたの方のほうとして考えていただきたいと思ひます。これは、組合を認めるということとは、その組合の機関を認めるということなんです。この機関の決定したことを認めるということなんです。組合員はその決定したことに従つて、指令があればこれに従わなければならないということになる。ですから、その指令に従つて行動をした者が、業務命令違反なりなんなりという事務的な解釈で全部処分されてしまふということになります。これは、それは団結権の否定に通じてしまふ、こういうふうになりかねない。もちろん、その点については、労働省でもいろいろ意見のあるところであらうと思ひますし、あなたの方でも意見のある点だらうと思ひます。不法な、地公労法が禁止している行為についてまでその法の保護は受けない、こういうことを言うであらうと思ひます。しかし、その範囲の問題についても、これまただいたい議論のあるところであることは御存じのとおりです。もし法律を事務的にだけ解釈をしていこうとするならば、神戸の場合といえども、大阪の場合といえども、東京の場合といえども、同じような処分をしななければならないということになるかも知れぬ。しかし、そこはそうでない。一番大切な事柄は、この法律が目的にしているところは、労使の正常な関係というものを確立する、企業の正常な発展というものを確立する、こういうことが目的でありますから、法の運用の問題としては、十分慎重にやつていかなければならないというところが、一つの道筋として生まれてくる、こういうことであらうと思ひます。事務的にだけ問題を処理していただければ、労使の關係といふものは発展しない、これは、この例からもよく言えるのではないかと、今度思ひます。ですから、今度の問題につきましても、ぜひ自治省のほうにお願いをしたいと思つておりま

するの、なるほど第三者機関であるところの地方労働委員会のほうに提訴されておりますけれども、これは市当局の出力のいかんによつては何もそのまま継続しなければならぬという性格のものではないのです。何も京都だけがこうしななければならないというものでないとするならば、それは労働組合との話し合いによつて、事態はもっと別な方向で解決の道が見えるかも知れぬ。そのほうが企業の健全な発展、あるいは労使の将来の關係といふものを正常化していくのにプラスするところならば、そういう判断が成り立つとするならば、そういう立場に立つて指導をする、こういうのが自治省のあり方ではないかと思ひますけれども、そういう立場に立つて、ひとつ指導に当たつていただけませんか。

○佐久間政府委員 当面の問題につきましても、先ほど来たたびたび申し上げておりますように、いろいろ御指摘もいただきましたので、私どもとしては、なお事実関係につきましても、当局のほうから事情をもう少し詳しく報告をいただき、なおかつ、先生の御指摘のようなことで今後解決のために努力をする、どういふような方法がとり得るかというように、どういふような方法が、これは労働省の御意見もよく伺ひまして、御指摘のよう、この問題については、当面あらわれたところの背景にもいろいろ問題があるかと思ひますので、それらの問題につきましても、なお私も省内の主管の部局の意見も徴しまして、研究してまいりたい、かように申し上げた次第でございします。

○吉村委員 労働大臣、これは公労法によつて規制をされる組合の問題と、地方公営企業の労働關係法によつて規制をされる今度の問題と、大体その性格は似ている点が多いわけでありまして、したがつて、地公労法、公労法ともに八十七号条約のもとで同一に議論をされておる、こういうことでは、今度のこの都市交通全般の闘争といふものは、目標は、公営企業を正常に発展させていきたい、それで、市民に対するサービスとい

うものを向上させるような、そういう健全な企業というものを上り上げなければならぬというところに、今度の組合側の要求の基礎があり、その基礎があって、今日のような闘争に発展してきたという特異な要素を持っております。もちろん、これは見解の違ひは、先ほど来申し上げておるように、ありませんけれども、そういう経緯をもって今日のよう事態になって、しかも全国的な規模においてこの闘争は行なわれた。ところが、京都の場合だけは、先ほど来質疑応答の中で明らかになってまいりましたように、わずか四日間の調査といいますが、日をおいて抜き打ち的に八百四十八名という大量の処分をしたことについて、十分な調査が行なわれなかったことは、市当局もすでに認められておるように、三名か四名かの、該当者でない人まで処分をしたという事例の中で、これは十分な調査であったという事は、大体証明されると思うのです。そういう特異な処分のしかたを京都だけが行なった。他のほうにおいては現在どうなっておるか分かりませんが、具体的なものとしてはいまあらわれない、こういう状況になっております。この中で、この扱い方のいかんによってはさらに紛争が拡大するということとを私は憂慮せざるを得ないのです。ここで労使の信頼関係というものを確立する、そういう方向に指導し、そういう方向に進んでいかないとすると、紛争は、京都だけの段階にとどまらず、もともと全国的な規模に拡大するといふ可能性を持っている。こういう状況でございますけれども、私は、先ほど来自治省のほうにお願いをして、自治省の行政局長としても、とにかく事態の円満な解決のために十分調査の上で、問題の円満な解決の方向に努力してみたいという趣旨の答弁があったのでありますが、労働大臣は、いままでの質疑応答の中で、この問題をどう考えられ、どうこれから対処していったらよろしいと考えられるのか、お尋ねしたいと思うのです。

○小平国務大臣 京都市の交通労働の問題について、先ほど来質疑応答を伺っておったのでありま

すが、もとより私は、いつも申し上げておりますように、これは一般の民間の労働であると公営企業などの関係たるを問はず、労使の問題というものは、労使間の相互信頼に基づく話し合いによって本来解決さるべきである、そういう慣行をつくっていくことが一番望ましいことであるということに常に考えておるわけでございます。

ただ、この問題に限って私の受けました印象を申し上げますならば、先ほど先生もお示しのとおり、悪法も法なりということもございまして、ここで悪法であるか否かは見解はおのずから異なると思ひますが、いずれにしても、法治国家として地方公営企業体の労働はかくかくのことは、きぬという法律も現にあるのでございまして、動機はいずれにいたしましても、結果的には法を犯す行為をなしたということに相なったのでありまして、それを受けて京都市が法に基づいた処分をいたしましたということも、これまた私はやむを得ないことだと思ひます。ただ、問題は、一番さかのぼって言えば、こういう法を犯すような行為をせずして、たとえ動機はなるほど地方の公営企業がよくなつて、住民に対するサービスもよくなるようにという熱意からかりにいたしたといたしましても、結果的には法を犯すという行為に至らないうちに、それぞれの当局者と組合側とが十分話し合いをしてほしかったものだ、かように私は思ひます。

そこで第二段といたしましては、処分が法に基づいて行なわれたわけでありまして、その間わずか四日しかなくて、これだけの大量の処分をしたというところにつきましては、私も、率直に申し上げて、はたして調査等が十分であったかどうかというところにつきましては、必ずしも十全ではなかったのではないかと印象を私も受けます。がしかし、何と申ししても地方自治体が行ったことでございまして、処分をした側においてはやはりそれ相応のこれまた事実関係についての調査なりあるいはそれに対する確信なり、そういうものがあつてこれもやつたことであらう、一応私は

そう信用するほかないのじゃないかと思ひます。しかしいづれにしても、こういう処分につきましては、処分をするところによつてさらに労使関係がうまくいかなくなることも、もちろん考えられることでございしますから、十分事実の把握に慎重を期して、処分は原則としてこれまた慎重を期して行なわれるべきである、こういうふうな考えをのぞいてございします。事実問題として、この京都の場合にその調査が一体どの程度に行なわれたのか。先ほどもお話がありましたが、一たん処分をした者の中で三人については事実関係の誤認があつたから取り消したということも市当局も言つておるものでありますから、そういう点から見れば、必ずしも十全ではなかつた、こうも言えるかと思ひます。私はいま原則を申し上げるほかないのです、とにかく処分はやはり慎重にやつてほしかった、こういう印象を受けております。

さらに、今後の関係でどうするかということもございしますが、私は以上申し上げましたような考えを持っておるわけですが、やつたところは、いづれの都市の場合にも法に反した行為がすでに行なわれてしまつておるわけでございます。それから、やつたところはそういうことがすでに終わった、こういうことでございしますから、その間にどういふ違法行為があつたのか、それぞれの市当局として十分調査をした上で処置をしていただきた、かように考えております。

○吉村委員 前段の大臣の見解についてはこれは再三議論している点ですから、ここでまたやり直す必要を感じないので、見解の相違といふことで、これは近い将来に歴史が解決すると思ひます。そういう権力万能主義で労働問題を解決していかうとするのは誤りでであるといふふうに小平労働大臣もいつか気がつくことだろうと思ひますから、この点は重ねて議論しようとは思ひませぬ。

ことを早急にしなければならぬということになつてしまふだらうと思ふのです。先ほどこの点も申し上げましたけれども、しかしそれでは本質的な解決にならない。ですから、いま京都に起つておるこのところ、大臣もいま遺憾な点もあつた、慎重を期すべきであつたと答弁されておるのとく、やや異例な処分、しかも大量な処分、そのことによつてこの労使の関係は不信感がますます深くなつていく、こういう状況のものでどういふふうなこれを処理するかといふことのほうがより大切だと思ふのです。労使の関係を正常に発展させる、企業の正常な健全な発展をさせるためにこの事態をどう処理するかといふことについてさらにお尋ねをしたいのですが、もし自治省あるいは市当局、こういうところでの事態の円満な処理のために十分話し合いの機会というふうなものを持つて解決をしていくという方向が出るのなら、そのほうがかえつて問題の本質的な解決にプラスするのではないかと、益するのではないかと、いふふうな思ひますけれども、そういうふうな見解については大臣は一体どうお考えですか。

○小平国務大臣 都市交通の紛争の問題は労働省の立場からいたしましても法に違反する行為があつたからそれを処分せよ、そういうことを労働省は別段言う立場には私はないと思ひます。これはそれぞれの市当局が自主的に判断をされて、処分すべきものと思へば処分するものでありまして、また処分しないでもいいと思へばそれでいいわけでありまして、別段労働省がそういう面において指導をする気持はございません。なおまた、すでに処分をした京都の場合ですと、組合側から地労委に問題が御承知のとおり持ち込まれておる、こういう関係でございますが、もちろんそれは、組合は地労委に持ち込んで、一方におきまして当局ともまた話し合うことは何も禁じられておりません。私は法的にはわかりませんが、別に禁じられておらないと思ひます。そういう余地を、組合のほうも話し合いをしたいと言ひし、

当局も話し合いにに応じていい、こういう見解に立ってやられますならばそれもけっこうでございましょう。何も形式ばって、一たん地労委に持ち込んだのだから話はないとかそんな形式ばる必要はないと思います、特に労働問題ですから。しかし形としては地労委に持ち込まれておるので、それから、地労委は地労委としてもちろん解決の方で努力されることを期待いたします。

その他の向きに對しまして、その他の都市の關係につきましては、私はやはり先ほど申しましたように、処分するかしんないか、これは各当局がやることではございますが、かりに処分をせざるを得ない、こう判断なさいますとも十分慎重にやってもらいたい、こういう気持ちでございます。

○吉村委員 それで先ほど自治省のほうの見解は、要約すれば事態の円満な解決のほうに自治省としても調査の上で可能であれば努力をしていきたいという趣旨の答弁でございます、前提はついでありますけれども、いまの労働大臣の答弁は処分するなとかしろとかいう立場ではない。それは労使でやるべきことだ。こういう原則論の回答でございますが、それは私はそのこと自体を否定はしません。ところが大臣もこの質疑応答の中で認められておりますように、この処分というのはいぶん慎重を欠いておるきらいがある。市当局でもすでに今日の段階においてそれを認められておる事例も何件かある、こういう事態でございますから、したがって労働省としては円満な解決の方向にできるだけの指導、努力、こういうものをしていくことが筋ではないかというふうに思えますけれども、どうもそれは相手まかせだというのは、いままでの大臣の答弁の趣旨からするとちょっと私は解しかねるのですが、むしろ労使の正常な關係確立のために、樹立のために両者で話し合つてきめられるならば、その方向に指導なら指導に当たる、こういう方向が正しいのではないかと思うのですけれども、いまの答弁はあまり投げやりにすぎませんか。

○小平國務大臣 いや別段投げやりしてゐるつもりはないのであります、それは先生お示しのようになります、それでむしろ事態が円満に解決すること、これは一番望ましいことに違ひはございません。ただ円満に解決するに当たっては、この市当局のほうでもあるいは考えなければならぬこともあるかも知れませんが、しかし組合側としてもこれはなかなかこういう問題は一方だけがどうこうというわけには實際問題としてはいかなう話しかないか。具体的にいままでどういう話し合いをしたか、どういう点が問題になつてゐるのか私もよく存じませんが、しかし組合側にもやはり大前提としては一応法を守る、こういう大前提に立つて、その上で円満解決に向かつて話し合いをしてもらう、こういうことにならなければ、法は犯してしまつた、しかしそれは動機がよかつたんだから全然問題じゃないんだというふうな立場に立たれたのでは、これはどこまでも平行線をたどつてしまつて問題の解決に資さないのではないかと。ですから、なるほどその気持ちが全然わからぬではございせんが、少なくとも手段として法を正面から犯すようなことをやつて、そして今度はそれはわれわれの気持ちにこういう気持ちでやつたんだから、これは問題にするな、こうなつても、實際問題としてはなかなか問題のいゝゆる平和的な解決にはいかなうのじゃないか。そういうことですから、これはできてしまつたことでございしますが、少なくとも今後においては、やはりお互いがますます法を守るという立場に立つて、そして円満に話し合いを進める、こういう方向でぜひ努力をしていただきたい。使用者側にも不当労働行為なんというものはあつてはいけなことでございします。しかし一方また組合側も法を無視したというのか、少なくとも結果的には法に違反するような行為をしてしまふ、おそれくこういふストライキをやれば、法に触れるのだということも御存じなんでございましょうから、初めからそういう立場に立つことを避けて、ひとつぜひ平和的にあらゆる問題を処理していく。まずもつ

てそういう心がけを私は両者にしてもらいたい、こういうことで一ぱいなんでありまして。

○吉村委員 大臣もこれはもうすつ御存じでしうけれども、公務法と地公労法は同じ性格のもので、同じような経緯を経て立法されたものです。ところが労働問題についての団結権の行使というのについては、一体どの範囲まで認められるのかという点については、きつめて抽象的にしかこれは規制されてゐないのです。あつたり、そのかしたりというふうなことがあつたり、それで立法当時からたいへん問題になつておつたことは御存じのとおりだと思ふのです。当初は労働關係の問題については公務法によつての処分というものが実はなされておつた。したがつて、解雇以外のものは適用されなかつたというのが当初の出発点だと思ふのです。その当時は政府はそういう法律解釈によつて解雇——公務法の場合について言えば、公務法の適用によつて解雇という処分をしてきた。ところがだんだんと法律の解釈を権力的に変えてきて、今度は公務法に基づいたり、地方公務員法に基づいたりして、そういう処分も可能であるということが、今日政府の言つておるそういう常識的な——間違ひだらうと思ふのですけれども、そういう態度によつて今日に至つておるわけですね。私は、この政府の考え方は根本的に間違つておる、そういう考え方をいまでも捨ててはいいないのですけれども、本来公務法とかこの場合でいう地方公務員法とかによるところの懲戒処分というものは、個人の不始末な行為、こういうものについて懲戒するというのがこの地方公務員法二十九条なりあるいは公務法の關係法規の立法の趣旨だつたと思ふのです。ところがこれをどんどんと労働組合という団体の行動にまで波及適用させようとしてゐる。こういうふうになつてきたところにますます労使關係というものが混乱と紛争を重ねる原因になつてゐる、こう私は理解をしておる。公営企業の場合について言ひますならば、先ほど指圖をいたしましたけれども、その法律の適用すら完全になされなないで、ただ責任者処分と

いうことでなされてきてゐる例が多い。その段階までは、一応私は改善、三善の策としてやむを得ないものとして認めざるを得ない立場ですけれども、今度のように全労働者、全職員が全部一緒に懲戒処分の対象になる、しかもわずか期間で処分をしてしまふ、こういうようなことを繰り返しておつたのでは、とてもではないが労働者はやはり当局者というものを信頼するというわけにいかない。当局者は単に仕事をやらせるだけであつて、仕事をやらせることと処分をするだけだ、これが権限であつて、労働者の真剣な願いや生活を守るといふ義務については何ら責任を果たさなない、こういう気持ちになつてしまふところに問題があると思ふのです。

この議論はさういふやうなやりとりから繰り返したくないと思ひますけれども、そこで今度の問題の処理については、自治省のほうでも十分事態を調査した上で、できるだけ円満な解決の方向に進めていきたい、こういうお話でもあり、しかもあなたがいま答弁の中で認められておるきらいがある、こういうことを認められておるきらいがある、処分命令までに慎重を欠いておるきらいがある、しかも全国的な面から見ますならば特異な処分、しかも言い得ると思ふので、ここを円満に解決をしていくことが非常に大切だと思ひますから、労働省のほうとしまして、そういう立場に立つてこの問題の処理の指導に当たつていただきたい、こう思ひますけれども、この点の努力をなされるかどうか、これは一体どうですか。

○三治政府委員 先ほど自治省のほうから御答弁がありましたように、御相談があれば、労使關係の問題につきましては十分お話をしていきたいと思ひます。労働省としては、労使關係につきましても一般的な労働教育という形ではやりますが、個々の具体的な労働關係の問題、そこで紛争が起きる、いゝが起き、またいろいろトラブルが起きる、こういうような場合におきましては實際の解決の行政機関というものは労働委員会というふうにかたく信じております。またこれが有効に活用さ

れ、またこれで処理されるというのが労使関係を解決する、また処理していく基本だというふうに考えております。行政当局が直接どうのこうのという、個々の問題についての出しやばりは、私はやめたほうがいいというふうに考えております。ただ、一般的な労使関係の前進のための労働教育という立場でこれは積極的にやっていく、こういうのがわれわれの基本的態度でございます。今度の地方公営企業の関係につきましては、具体的な問題で、自治省のほうから相談があれば、それぞれ十分御相談をしていきたいというふうに考えております。

○吉村委員 それではひとつ、先ほど来からの質疑応答の中で、京都市当局のこの今度の措置が慎重を欠いているからとあるということについては、自治省当局も労働省当局も認められておりますし、労使の関係を円満にしていき、企業の正常な発展をはかるというために、今次の具体的な問題の処理の一つの方法として、もし両者ともにそういう意向があつて、機が熟してくるということになるならば円満な解決のために努力をしていくことに自治省も労働省当局も異存がない、こういう趣旨のようでございますから、ぜひひとつ……この点は実は京都だけにとどまらないで、全国的な大きな問題になっていく危険性を包含しておる、こういうことを考えますと、できるだけ早い機会にこれを正常化する、そしていま労働者が持っているところの市当局に対する不信感というものもを払拭して、企業に協力でき得るような体制、そういう人間関係というものをつくり上げなければならぬだろう、こう思いますので、両方とも、特に自治省のほうでそのために積極的な努力をされることを強く要望しておきたいと思うのです。

なお、その線に沿つての経緯等につきまして、自治省のほうからまた近い機会に報告を求め、自後の対策を考えていきたい、こういうふうな思いしますので、できるだけその趣旨に沿つて努力されますように強く要望をして、一応私の質問を終わることにします。

○淡谷委員 関連。いまの吉村委員の質問の中に非常に重要な点が一点あるのです。京都における異例の事件は市長選挙のあとに行なわれた。もしも公営企業などで、さつき吉村委員の言われたとおり、何か選挙の場合の報復手段としてこういうことが乱用されるようであつては、単に労働問題であるばかりではなくて、日本の民主政治にとつて非常に大きな影響を与える問題だと思つて、合法的な公選法違反だと思つて、これがもし各地で行なわれるということになりますと、自由公平なる選挙というものが全然行なわれないことになる。買収よりもさらに悪質な方法だと思つて、行政局長からひとつその点をお答え願ひたいと思ひます。が、こういう点をお考えになつたかどうか。

〔齋藤委員長代理退席、委員長着席〕
○佐久間政府委員 選挙戦に対する報復措置として行なわれたのではない、もしそういうことであれば非常に重大な問題だという御指摘でございますが、私も、そのようなことであるといいたしますれば、これは非常に重大な問題であると存じますが、本件に關しましてはそのようなことはないであらうと私も確信をいたしておる次第でございます。

○淡谷委員 ないであらうというのですけれども、あろうじやありません問題です。ないのかあるのか、これは全国的な影響を持つ問題ですから、その点は嚴重に調査いたしまして、責任ある御回答を願ひたいと思ひます。いかがでございますか。

○佐久間政府委員 そのようなことはない確信をいたしております。

○淡谷委員 もしあつたらどうしますか。十分調べたのですか。調べないで、確信だけではしょうがない問題です。そういう観点から調査されましかどうか。

○佐久間政府委員 調査はいたしませんけれども、そのようなことがあろうはずはない、かように判断をいたしておる次第でございます。

○淡谷委員 調査もしないで判断できますか。そんな無責任な答弁は私は承できません。調査もしないで、そうだとする断定は輕率じゃありませんか。了承できません。

○佐久間政府委員 そのようなことはあり得ないことだと私も平素考えておりましたので、今回の場合につきましてもさような判断をいたしたわけでございますが、御質問もございましたので、一応そういう事情も私も調べてみたいと思ひます。

○淡谷委員 あり得ないことがあるから問題になるのであつて、それを、あり得ないことだからないという判断は無責任です。一応調査というようにことごとくなくて、徹底的に調査されることを要望します。私のほうでも手は尽くします。が、自治省としても責任をもつてこれを調査されたい。いかがです。

○佐久間政府委員 私、繰り返して申し上げますが、そのようなことはあり得ないと考えておるわけでございますが、御質問のございました件につきましましては自治省といつても調査をしてみたいと存じます。

○田中委員長 次会は明日二十日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十六分散会

社会労働委員會議録第十一号中正誤

ページ 段行 誤

一 二 三 青木正君紹介 山本勝市君外一
名紹介